

## 令和5年12月松伏町議会定例会提出議案概要

### 議案第46号

#### 松伏町農業委員会委員の任命について

##### 1 趣旨

松伏町農業委員会委員山崎秀夫氏（さいかつ農業協同組合からの推薦による委員）の辞任に伴い、後任として、さいかつ農業協同組合から推薦のあった竹内隆氏を任命することについて同意を求めるもの

##### 2 任期

任命の日から令和7年4月6日まで

### 議案第47号

#### 松伏町まちづくり基金条例

##### 1 趣旨

次世代へつなぐ住みよいまちづくりの骨格となる事業の円滑な推進に要する経費に充てるため、松伏町まちづくり基金を設置するための条例の制定

##### 2 内容

###### (1) 設置（第1条関係）

次世代へつなぐ住みよいまちづくりの骨格となる事業の円滑な推進に要する経費に充てるため、松伏町まちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

###### (2) 積立（第2条関係）

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

###### (3) 管理（第3条関係）

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

###### (4) 繰替運用（第5条関係）

町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

###### (5) 処分（第6条関係）

基金は、(1)の設置の目的を達成するために必要な次に掲げる経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

ア 高速鉄道東京8号線の建設及びこれに係る地域の整備に要する経費

イ 東埼玉道路及び浦和野田線の建設に伴う周辺の道路及び地域振興の基盤の整備に要する経費

ウ ア及びイに掲げるもののほか、公共交通による快適な移動のための環境の整備に要する経費

##### 3 施行期日

公布の日

### 議案第48号

#### 松伏町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 趣旨

職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額を改定するための条例の改正

##### 2 内容

###### (1) 松伏町職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）

ア 令和5年12月期に支給される職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	改定前	改定後
12月期	1.20月	1.25月

イ 令和5年12月期に支給される定年前提任短時間勤務職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	改定前	改定後
12月期	0.675月	0.70月

ウ 令和5年12月期に支給される職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	改定前	改定後
12月期	1.00月	1.05月

エ 令和5年12月期に支給される定年前提任短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	改定前	改定後
12月期	0.475月	0.50月

オ 行政職給料表の給料月額改定

平均引上額	3,008円
平均改定率	0.9%

(2) 松伏町職員の給与に関する条例の一部改正（第2条）

ア 令和6年度以降に支給される職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	改定前	改定後
6月期	1.20月	1.225月
12月期	1.25月	

イ 令和6年度以降に支給される定年前提任短時間勤務職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	改定前	改定後
6月期	0.675月	0.6875月
12月期	0.70月	

ウ 令和6年度以降に支給される職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	改定前	改定後
6月期	1.00月	1.025月
12月期	1.05月	

エ 令和6年度以降に支給される定年前提任短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	改定前	改定後
6月期	0.475月	0.4875月
12月期	0.50月	

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、2(2)は、令和6年4月1日

(2) 経過措置

ア 2(1)は、令和5年4月1日から適用する。

イ 2(1)を適用する場合においては、2(1)による改正前の松伏町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、2(1)による改正後の松伏町職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

## 議案第49号

### 松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

#### 1 趣旨

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を改定し、並びに出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額について定めるとともに、規定の整備をするための条例の改正

#### 2 内容

##### (1) 国民健康保険税の課税限度額の改定（第2条関係）

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を次のとおり改定する。

区 分	現 行	改 定 後
基 礎 課 税 額	65万円	65万円
後期高齢者支援金等課税額	20万円	22万円
介護納付金課税額	17万円	17万円
合 計	102万円	104万円

##### (2) 出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額（第19条及び第22条関係）

ア 出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額について定める。

イ アに該当する場合の届書の提出について定める。

##### (3) 規定の整備

ア 引用条項に関する規定の整備

イ その他規定の整備

#### 3 施行期日等

##### (1) 施行期日

令和6年1月1日。ただし、2（1）及び（3）イは、令和6年4月1日

##### (2) 経過措置

ア 2（1）及び（3）イは、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

イ 2（2）は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第50号

### 町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

#### 1 趣旨

町長、副町長及び教育長並びに議会の議員の期末手当の額を改定するための条例の改正

#### 2 内容

##### (1) 町長等の給与等に関する条例の一部改正（第1条）

町長及び副町長に支給される令和5年12月期の期末手当の支給割合の改定

支 給 月	改 定 前	改 定 後
12月期	2.20月	2.30月

##### (2) 町長等の給与等に関する条例の一部改正（第2条）

町長及び副町長に支給される令和6年度以降の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
6月期	2.20月	2.25月
12月期	2.30月	

- (3) 松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正（第3条）  
教育長に支給される令和5年12月期の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
12月期	2.20月	2.30月

- (4) 松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正（第4条）  
教育長に支給される令和6年度以降の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
6月期	2.20月	2.25月
12月期	2.30月	

- (5) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第5条）  
議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に支給される令和5年12月期の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
12月期	2.20月	2.30月

- (6) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第6条）  
議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に支給される令和6年度以降の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
6月期	2.20月	2.25月
12月期	2.30月	

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

公布の日。ただし、2（2）、（4）及び（6）は、令和6年4月1日

#### (2) 経過措置

ア 2（1）、（3）及び（5）は、令和5年12月1日から適用する。

イ 2（1）、（3）又は（5）を適用する場合においては、2（1）による改正前の町長等の給与等に関する条例、2（3）による改正前の松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例又は2（5）による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、それぞれ2（1）による改正後の町長等の給与等に関する条例、2（3）による改正後の松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例又は2（5）による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 議案第51号

### 松伏町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 趣旨

ひとり親家庭等医療費の支給に係る自己負担金を廃止するための条例の改正

#### 2 内容

ひとり親家庭等医療費の支給に係る自己負担金の廃止（第6条関係）

ひとり親家庭等医療費の支給に係る自己負担金を廃止する。

#### 3 施行期日等

(1) 施行期日  
令和6年1月1日

(2) 経過措置

改正後の松伏町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の療養に係るひとり親家庭等医療費について適用し、同日前の療養に係るひとり親家庭等医療費については、なお従前の例による。

## 議案第52号

### 松伏町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

一定の建築物について、建蔽率の最高限度に係る制限を緩和するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 建築物の建蔽率の最高限度に係る制限の緩和（第4条関係）

建築物の建蔽率について、地区整備計画区域の地区の区分ごとの最高限度を超えるものとするのできる建築物を定める。

(2) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日

## 議案第53号

### 松伏町学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

児童指導員の資格要件を見直すとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 児童指導員の資格要件の見直し（第10条関係）

現 行	改 正 後
都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が行う研修を修了したもの	都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が行う研修を修了したもの（ <u>学童保育に従事することとなった日から2年以内に修了することを予定している者を含む。</u> ）

(2) その他規定の整備

3 施行期日

令和6年4月1日

## 議案第54号

### 松伏町空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

1 趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

引用条項に関する規定の整備（第1条及び第2条関係）

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正により、条例中引用している条項が移動したことに伴う規定の整備

- 3 施行期日  
公布の日

### 議案第55号

#### 松伏町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号の利用範囲を見直し、及び個人番号を利用することができる事務を追加するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 個人番号の利用範囲の見直し（第2条及び第4条関係）

現 行	改 正 後
町長等は、 <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> を処理するために必要な限度で <u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用することができる。	町長等は、 <u>特定個人番号利用事務</u> を処理するために必要な限度で利用 <u>特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用することができる。

(2) 個人番号を利用することができる事務の追加（別表第1及び別表第2関係）

町長が個人番号を利用することができる事務に、次の事務を追加する。

- ア 松伏町こども医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する事務
- イ 松伏町重度心身障がい者医療費支給に関する条例による助成金の支給に関する事務
- ウ 松伏町在宅重度心身障害者手当支給条例による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務
- エ 松伏町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務

(3) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日。ただし、2（1）は、公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日のいずれか遅い日

### 議案第56号

#### 松伏町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するため、農業集落排水事業の設置及びその経営の基本に関する事項を定めるための条例の改正

2 内容

(1) 設置（第1条関係）

農業集落排水事業を設置し、公共下水道事業及び農業集落排水事業を松伏町下水道事業とする。

(2) 経営の基本に関する事項（第3条関係）

農業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- ア 処理区域は、松伏町農業集落排水処理施設条例第4条の規定により告示された区域とする。

- イ 処理区域面積は、4.3ヘクタールとする。
- ウ 処理人口は、210人とする。
- エ 1日最大処理能力は、56.7立方メートルとする。

### 3 施行期日等

- (1) 施行期日  
令和6年4月1日
- (2) 松伏町農業集落排水事業特別会計条例の廃止  
松伏町農業集落排水事業特別会計条例は、廃止する。
- (3) 松伏町下水道事業審議会条例の一部改正  
農業集落排水事業の設置に伴う規定の整備
- (4) 松伏町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部改正  
農業集落排水事業の設置に伴う規定の整備

## 議案第57号

### 松伏町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 趣旨

会計年度任用職員に勤勉手当を支給するとともに、規定の整備をするための条例の改正

#### 2 内容

- (1) 勤勉手当の支給（第3条、第15条の2及び第27条関係）
  - ア フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の給与に勤勉手当を追加する。
  - イ 任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員に、常勤の職員に準じて勤勉手当を支給する。
  - ウ 任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者を除く。）に、常勤の職員に準じて勤勉手当を支給する。
- (2) その他規定の整備

#### 3 施行期日等

- (1) 施行期日  
令和6年4月1日
- (2) 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正  
会計年度任用職員の勤勉手当の支給に伴う規定の整備
- (3) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正  
会計年度任用職員の勤勉手当の支給に伴う規定の整備

## 議案第58号

### 指定管理者の指定について

#### 1 趣旨

松伏町外前野記念会館の管理に関し、指定管理者を指定するもの

#### 2 内容

- (1) 公の施設の名称  
松伏町外前野記念会館
- (2) 指定管理者として指定するもの  
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東三丁目4番地1  
公益社団法人松伏町シルバー人材センター

理事長 川井 靖士

(3) 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第59号

指定管理者の指定について

1 趣旨

松伏町ふれあいセンターの管理に関し、指定管理者を指定するもの

2 内容

(1) 公の施設の名称

松伏町ふれあいセンター

(2) 指定管理者として指定するもの

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏357番地

社会福祉法人松伏町社会福祉協議会

会長 鈴木 勝

(3) 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第60号

町道の路線変更について

路線名	新旧の別	起 点	重要な経過地
		終 点	
390	旧	松伏町大字金杉字六ツ割915番地先	
		松伏町大字金杉字六ツ割923番地先	
	新	松伏町大字金杉字六ツ割1013番1地先	
		松伏町大字金杉字六ツ割1013番1地先	
856	旧	松伏町大字金杉字六ツ割915番地先	
		松伏町大字金杉字六ツ割1040番地先	
	新	松伏町大字築比地字野銭9番1地先	
		松伏町大字金杉字六ツ割1040番地先	
857	旧	松伏町大字金杉字六ツ割1008番地先	
		松伏町大字金杉字六ツ割992番地先	
	新	松伏町大字金杉字六ツ割1019番2地先	
		松伏町大字金杉字六ツ割992番地先	

858	旧	松伏町大字金杉字六ツ割972番地先	
		松伏町大字金杉字六ツ割957番地先	
	新	松伏町大字金杉字六ツ割977番6地先	
		松伏町大字金杉字六ツ割957番地先	
876	旧	松伏町大字金杉字稲荷911番地先	
		松伏町大字金杉字稲荷933番地先	
	新	松伏町大字金杉字六ツ割969番1地先	
		松伏町大字金杉字稲荷933番地先	
877	旧	松伏町大字金杉字稲荷917番地先	
		松伏町大字金杉字稲荷617番地先	
	新	松伏町大字金杉字稲荷917番地先	
		松伏町大字金杉字稲荷918番2地先	
1060	旧	松伏町大字金杉字稲荷576番2地先	
		松伏町大字金杉字稲荷569番1地先	
	新	松伏町大字築比地字野銭11番6地先	
		松伏町大字金杉字稲荷569番1地先	

## 議案第61号

### 松伏町第6次総合振興計画基本構想を策定することについて

#### 1 趣旨

将来における町のあるべき姿と進むべき方向についての指針となる基本構想を策定するもの

#### 2 内容

##### (1) 計画期間

令和6年度から令和15年度まで

##### (2) 将来像

「みんなの笑顔未来へつなぐ 緑あふれるまち まつぶし」

##### (3) まちづくりの目標

大綱1 未来を担う子どもたちが健やかに育ち、生きる力をはぐくむまちづくり  
～子育て、教育～

大綱2 地域で支え合い、いきいきと暮らせるまちづくり

～健康、福祉、社会保障～

大綱3 互いを認め合う、町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり  
～人権、地域コミュニティ、スポーツ・芸術・文化～

大綱4 活気あふれるにぎわいのまちづくり  
～産業振興～

大綱5 持続可能で利便性の高い快適空間のまちづくり  
～生活基盤整備～

大綱6 安全・安心な暮らしのできるまちづくり  
～生活環境、安全・安心、防災～

大綱7 効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり  
～行財政運営～

(4) 将来目標人口

令和15年度の将来目標人口 28,000人

(5) 土地利用構想

### 議案第62号

#### 令和5年度松伏町一般会計補正予算(第6号)

1 補正前予算額	9,613,087千円
2 補正予算額	165,378千円
3 合計	9,778,465千円

### 議案第63号

#### 令和5年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

1 補正前予算額	3,376,236千円
2 補正予算額	△3,934千円
3 合計	3,372,302千円

### 議案第64号

#### 令和5年度松伏町介護保険特別会計補正予算(第2号)

1 補正前予算額	2,335,276千円
2 補正予算額	0千円
3 合計	2,335,276千円

### 議案第65号

#### 令和5年度松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

1 補正前予算額	485,830千円
2 補正予算額	1,150千円
3 合計	486,980千円

### 議案第66号

#### 令和5年度松伏町下水道事業会計補正予算(第1号)

1 既決予定額	
(1) 収益的収入	506,649千円
(2) 収益的支出	506,649千円
(3) 資本的収入	170,863千円

(4) 資本的支出	359,421千円
2 補正予定額	
(1) 収益の収入	13,828千円
(2) 収益の支出	13,828千円
(3) 資本の収入	—
(4) 資本の支出	—
3 合計	
(1) 収益の収入	520,477千円
(2) 収益の支出	520,477千円
(3) 資本の収入	170,863千円
(4) 資本の支出	359,421千円